

「東証 REIT 指数等の算出要領見直しについて」に寄せられたご意見とコメントに関する考え方

2016 年 11 月 22 日

株式会社東京証券取引所

当取引所は、「東証 REIT 指数等の算出要領見直しについて」を 2016 年 10 月 19 日公表し、2016 年 11 月 18 日までの間、広く意見募集を行いました。その結果、以下のコメントが寄せられました。コメントの概要及びコメントに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

| 番号 | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|----|--|---|
| 1 | 固定株の認定において「原則、浮動とみなすケース」について ①「〇〇信託銀行（投信口）」の扱いを確認したい。 ②「グローバル・カストディアン」、「その他、当取引所が適当とみなす事例」にはどのようなケースに該当するか | ①算出要領（Ⅱ.5.(2).②）に詳細を記載いたしました。 ②浮動株に該当するかどうかは、当取引所が公表資料等で投資主の業務内容、保有目的等を確認し個別に判断しております。そのため、浮動株の定義に関する基本的な考え方のみ公表させていただいております。 |
| 2 | 2016 年 7 月までに有報が出ていない新規上場銘柄の取り扱いについて明示していただきたい。 | 実施要項（3.(2)）に詳細を記載いたしました。 |
| 3 | J-REIT では、投資家と自社の利益を共通化するためにスポンサーが出資する、セიმボート出資を行っている。スポンサー保有株を固定株として扱う場合、セიმボート出資を行っている銘柄の固定株比率が高まり、セიმボート出資の妨げになるのではないか。 | 今回の東証 REIT 指数等の浮動株化への移行は、東証 REIT 指数等に連動したインデックス運用資産が増加傾向にある中で、市場での流通量の少ない銘柄に対する需給の歪みを緩和し、より利便性の高い指数を目指して実施するものです。 本趣旨に鑑み、算出要領に記載のとおり投資主を個別に浮動株か固定株かを判断しています。 |

<提出元>番号1：野村アセットマネジメント株式会社、番号2：野村アセットマネジメント株式会社、番号3：三井住友トラストアセットマネジメント株式会社、個人

以上